

# 商品概要説明書

兵庫県地球環境保全資金

(令和3年4月1日現在)

商品名	兵庫県地球環境保全資金															
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 20 歳以上満 66 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○原則として、勤続（または営業）年数が 1 年以上の方。</p> <p>○自営業者の方は、J A とのお取引が 1 年以上あり、かつ当 J A が定める条件を満たしている方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>															
資金使途	<p>○新築住宅または既存住宅への兵庫県が定める以下の融資対象設備の設置等を目的とする資金</p> <p>○兵庫県の制度資金を利用する場合は、兵庫県あてに提出する貸付申請書受理日以降に工事着手するもので以下のいずれかとします。</p> <table border="1" data-bbox="375 1115 1385 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="375 1115 587 1160">設備種別</th> <th data-bbox="587 1115 1385 1160">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="375 1160 587 2047">太陽光発電設備</td> <td data-bbox="587 1160 1385 2047"> <p>1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>2 次の数値のうちのいずれかが 10 kW 未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて 10 kW 未満であること。</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JIS という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC 等の国際規格も可とする。kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。）。</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は JIS に基づく。kW 表示とする。）。</p> <p>3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="622 1877 1369 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 1877 922 1921">太陽電池セルの種類</th> <th data-bbox="922 1877 1369 1921">太陽電池モジュールの変換効率基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 1921 922 1955">シリコン単結晶系</td> <td data-bbox="922 1921 1369 1955">16.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1955 922 1989">シリコン多結晶系</td> <td data-bbox="922 1955 1369 1989">15.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1989 922 2022">シリコン薄膜系</td> <td data-bbox="922 1989 1369 2022">8.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 2022 922 2047">化合物系</td> <td data-bbox="922 2022 1369 2047">12.0%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		設備種別	要件	太陽光発電設備	<p>1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>2 次の数値のうちのいずれかが 10 kW 未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて 10 kW 未満であること。</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JIS という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC 等の国際規格も可とする。kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。）。</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は JIS に基づく。kW 表示とする。）。</p> <p>3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="622 1877 1369 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 1877 922 1921">太陽電池セルの種類</th> <th data-bbox="922 1877 1369 1921">太陽電池モジュールの変換効率基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 1921 922 1955">シリコン単結晶系</td> <td data-bbox="922 1921 1369 1955">16.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1955 922 1989">シリコン多結晶系</td> <td data-bbox="922 1955 1369 1989">15.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1989 922 2022">シリコン薄膜系</td> <td data-bbox="922 1989 1369 2022">8.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 2022 922 2047">化合物系</td> <td data-bbox="922 2022 1369 2047">12.0%</td> </tr> </tbody> </table>	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
設備種別	要件															
太陽光発電設備	<p>1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>2 次の数値のうちのいずれかが 10 kW 未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて 10 kW 未満であること。</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JIS という。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC 等の国際規格も可とする。kW 表示とし、小数点以下 2 桁未満は切り捨てる。）。</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力は JIS に基づく。kW 表示とする。）。</p> <p>3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="622 1877 1369 2047"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 1877 922 1921">太陽電池セルの種類</th> <th data-bbox="922 1877 1369 1921">太陽電池モジュールの変換効率基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 1921 922 1955">シリコン単結晶系</td> <td data-bbox="922 1921 1369 1955">16.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1955 922 1989">シリコン多結晶系</td> <td data-bbox="922 1955 1369 1989">15.0%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 1989 922 2022">シリコン薄膜系</td> <td data-bbox="922 1989 1369 2022">8.5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="622 2022 922 2047">化合物系</td> <td data-bbox="922 2022 1369 2047">12.0%</td> </tr> </tbody> </table>	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%					
太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準															
シリコン単結晶系	16.0%															
シリコン多結晶系	15.0%															
シリコン薄膜系	8.5%															
化合物系	12.0%															

		<p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>(3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の 80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後 10 年以上保証されていること。</p> <p>イ メーカー等による太陽光発電設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p>		
	家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。		
	家庭用蓄電池	<p>1 V 2 H 以外</p> <p>(1) 蓄電池、充電器および変換装置が一体となったものであること。</p> <p>(2) 蓄電池容量が 1 k W h 以上で、定格出力が 500W 以上のもの。</p> <p>2 V 2 H（ヴィークル・トゥ・ホーム）</p> <p>国の災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（一般社団法人次世代自動車振興センターが運用）の対象となる設備として、同センターが指定したもの。またはそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。</p>		
	家庭用太陽熱利用設備	<p>1 自然循環式</p> <p>JIS A 4111 に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。</p> <p>2 強制循環式</p> <p>JIS A 4112 に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113 に規定する太陽蓄熱槽の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。）。</p>		
	内窓または 複層ガラス	国の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業費補助金（一般社団法人環境共創イニシアチブが運用）の対象となる製品として、登録されているもの。		
	家庭用ヒートポンプ式電気給湯器	貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準（JIS C 9220）に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が 3.3 以上であること。貯湯缶が多缶の場合は 3.0 以上であること。（ただし、いずれの場合も寒冷地仕様は 2.7 以上）		
	家庭用潜熱回収型給湯器 (ガス、石油)	エネルギー消費効率が 94 パーセント以上（暖房給湯兼用器にあつては 93 パーセント以上）であること。		
	断熱化工事（外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽）	<p>断熱化工事の対象製品は下記の要件を満たすものであること。</p> <table border="1"> <tr> <td>外壁、屋根、天井</td> <td>改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること ・断熱材は、原則として次の JIS に該当し、熱電動 (W/(m・K)) が 0.052 以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504, JIS A 9511, JIS A 9521, JIS A 9523, JIS A 9526, JIS A 5905, JIS A 5901, JIS A 5914)</td> </tr> </table>	外壁、屋根、天井	改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること ・断熱材は、原則として次の JIS に該当し、熱電動 (W/(m・K)) が 0.052 以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504, JIS A 9511, JIS A 9521, JIS A 9523, JIS A 9526, JIS A 5905, JIS A 5901, JIS A 5914)
外壁、屋根、天井	改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること ・断熱材は、原則として次の JIS に該当し、熱電動 (W/(m・K)) が 0.052 以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504, JIS A 9511, JIS A 9521, JIS A 9523, JIS A 9526, JIS A 5905, JIS A 5901, JIS A 5914)			

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・断熱材の使用量及び区分については、別表 2-1 及び別表 2-2 による</li> </ul>
	高断熱浴槽	JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること
	省エネ化工事(冷暖房設備 等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が 5 つ星であるもの</li> <li>2 LED 照明器具 (電池を電源とするもの、LED と蛍光灯が一体となっているものは対象外)</li> <li>3 節水型トイレ (JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ形大便器」又は JIS A5207:2019 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有するもの。)</li> </ol>
借入金額	<p>○10 万円以上 500 万円以内 (1 万円単位)</p> <p>※兵庫県の制度資金を利用する場合の利用額は兵庫県が定める要綱等による。</p> <p>※既往の太陽光設備設置資金及び本融資制度の対象設備資金との合計額は 500 万円以内</p> <p>○ただし、当 J A および他金融機関からのお借入金の年間返済額の前年度税込年収 (自営業者の方は前年度税引前所得) に対する割合が当 J A の定める範囲内であり、所要資金の範囲内かつ担保価格の範囲内とします。</p> <p>なお、当 J A から無担保借入金がある場合は、ご融資金額が制限される場合があります。</p>	
借入期間	○6 か月以上 10 年以内とし、1 か月単位とします。	
借入利率	<p>○兵庫県の制度資金対象の有無により以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(兵庫県の制度資金対象貸付の場合) 兵庫県が定める固定金利</li> <li>・(兵庫県の制度資金対象外貸付の場合) 当 J A が定める変動金利または固定金利</li> </ul>	
返済方法	<p>○元利均等返済 (毎月の返済額 (元金+利息) が一定金額となる方法) とし、毎月返済方式、年 2 回返済方式、または特定月増額返済方式 (毎月返済方式に加え年 2 回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50% 以内、1 万円単位です。) のいずれかをご選択いただけます。ただし、兵庫県の制度資金の対象となる場合には毎月返済方式、または特定月増額返済方式となります。</p> <p>○返済日はあらかじめ当 J A が定めた特定の日 (休日の場合は翌営業日) とします。</p> <p>○兵庫県の制度資金の対象となる場合は、一部繰上返済はお取り扱いできません。</p>	
担保	○原則として不要です。	
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (兵庫県農業信用基金協会) の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。	

保証料	<p>○前払方式 ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【准組合員の方で、お借入額 200 万円、お借入利率 1.000%の場合の一括支払保証料 (例)】</p> <table border="1" data-bbox="459 342 1268 443"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> </tr> <tr> <td>保証料 (円)</td> <td>8,667</td> <td>24,765</td> <td>40,971</td> <td>57,284</td> <td>81,945</td> </tr> </table>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	保証料 (円)	8,667	24,765	40,971	57,284	81,945
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年								
保証料 (円)	8,667	24,765	40,971	57,284	81,945								
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当 J A 所定の 3 種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金は当 J A が負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1" data-bbox="432 602 1291 801"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済 (特約なし)</td> <td>年 0. 2 2 %</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0. 6 6 %</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0. 3 0 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ご加入に際しては、健康状態を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承下さい。</p>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済 (特約なし)	年 0. 2 2 %	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 6 6 %	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 3 0 %				
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済 (特約なし)	年 0. 2 2 %												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 6 6 %												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0. 3 0 %												
9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0. 3 3 %</p>												
手数料	<p>○ご融資の際の事務手数料 (消費税等含む。) は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額繰上返済をされる場合の事務手数料 (消費税等含む。) は不要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料 (消費税等含む。) は不要です。</p>												
苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情等 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支店 (所) または金融共済部金融業務課 (電話：079-421-3738) にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所 (電話番号：03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会 (電話：078-341-8227) 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 金融共済部金融業務課または J A バンク相談所にお問い合わせください。)</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 (以下「東京三弁護士会」という) では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p>												

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が，テレビ会議システム等により，共同して解決に当たります。</li> <li>・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。        なお，現地調停，移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。        具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</li> </ul>
その他	<p>○お申込みに際しては，当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては，ご希望に沿いかねる場合もございますので，あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については，当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A加古川南

## ○断熱材の一定の使用量

断熱材の1戸当たりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材の区分※ <sup>1</sup> , ※ <sup>2</sup>	断熱材最低使用量【単位：m <sup>3</sup> 】		
	外壁※ <sup>3</sup>	屋根・天井	床※ <sup>4</sup>
A-1			
A-2	6.0	6.0	3.0※ <sup>6</sup>
B	(3.0)※ <sup>5</sup>	(3.0)※ <sup>5</sup>	(1.5)※ <sup>5</sup>
C			
D	4.0	3.5	2.0※ <sup>6</sup>
E	(2.0)※ <sup>5</sup>	(1.8)※ <sup>5</sup>	(1.0)※ <sup>5</sup>
F			

断熱材の1戸当たりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材の区分※ <sup>1</sup> , ※ <sup>2</sup>	断熱材最低使用量【単位：m <sup>3</sup> 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1			
A-2	1.7	4.0	2.5※ <sup>7</sup>
B	(0.9)※ <sup>5</sup>	(2.0)※ <sup>5</sup>	(1.3)※ <sup>5</sup>
C			
D	1.1	2.5	1.5※ <sup>7</sup>
E	(0.6)※ <sup>5</sup>	(1.3)※ <sup>5</sup>	(0.8)※ <sup>5</sup>
F			

※1 断熱材の区分については、別表2-2を参照。

※2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

※3 部分断熱の場合は、間仕切壁を含む。

※4 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

※5 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※6 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※7 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

## ○断熱材の区分

断熱材の区分*1	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052～0.051	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051</li> <li>・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーボード） DIB, DIBP</li> </ul>
A-2	0.050～0.046	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材（通常品） GW10-48, GW10-49, GW10-50</li> <li>・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-46, GWHG10-47</li> <li>・吹込み用グラスウール断熱材（天井用） LFGW2050</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2547</li> </ul>
B	0.045～0.041	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材（通常品） GW12-45, GW16-45, GW20-42</li> <li>・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG10-45, GWHG12-43</li> <li>・ロックウール断熱材（LA, LB, LC） RWLA, RWLB, RWLC</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045</li> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（4号） EPS4</li> <li>・ポリエチレンフォーム断熱材（1種1号, 2号） PE1.1, PE1.2</li> </ul>
C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材（通常品） GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36</li> <li>・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35, GWHG32-35</li> <li>・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB</li> <li>・インシュレーションファイバー断熱材（ファイバーマット） IM</li> <li>・吹込み用グラスウール断熱材（屋根・床・壁用） LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材（天井用） LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材（屋根・床・壁用） LFRW6038</li> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（2号, 3号） EPS2, EPS3</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（1種） XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC</li> <li>・ポリエチレンフォーム断熱材（2種） PE2</li> <li>・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040</li> <li>・フェノールフォーム断熱材（2種1号, 3種1号） PF2.1A, PF3.1A</li> <li>・フェノールフォーム保温板（3種1号） PF-B-3.1</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（A種3） NF3</li> </ul>
D	0.034～0.029	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材（通常品） GW80-33, GW96-33</li> <li>・グラスウール断熱材（高性能品） GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33</li> <li>・ロックウール断熱材 RWHC</li> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材（1号） EPS1</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材（2種） XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリエチレンフォーム断熱材 (3 種) PE3</li> <li>・フェノールフォーム断熱材 (2 種 2 号) PF2.2A I, PF2.2AII</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材 (1 種) PUF1.1</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A 種 1, 2) NF1, NF2</li> </ul>
E	0.028～0.023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (3 種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC</li> <li>・フェノールフォーム断熱材 (2 種 3 号) PF2.3A</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材 (1 種, 2 種, 3 種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム (A 種 1H, 2H) NF1H, NF2H</li> </ul>
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材 (3 種) XPS3aD, XPS3bD</li> <li>・フェノールフォーム断熱材 (1 種 1 号, 2 号, 3 号) PF1.1A, PF1.2B, PF1.3C</li> <li>・フェノールフォーム保温板 1 種 2 号 PF-B-1.2</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材 (2 種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F</li> </ul>

※1 JIS A5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25, PS-C30, 及び、JIS A5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II, KT-III, KT-K(1 種<sup>b※2</sup>), KT-N(1 種<sup>b※2</sup>)については、断熱材区分A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3 種<sup>b※2</sup>), KT-N(3 種<sup>b※2</sup>)については、断熱材区分D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1～C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。